

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1	審議会名	第96回安曇野市土地利用審議会
2	日 時	令和2年11月20日（金） 午後1時22分から午後2時38分まで
3	会 場	安曇野市役所
4	出席委員	7名中7名（委員名簿非公開）
5	市側出席者	山田計画係長、中山主査 矢花建築住宅課長、高山開発調整係長
6	公開・非公開の別	非公開
7	非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8	会議概要作成年月日	令和2年11月25日
協 議 事 項 等		
1	会議の概要	
	(1) 開 会	
	(2) あいさつ	
	(3) 報告事項	・第95回土地利用審議会議事録について
	(4) 審議案件	
	(5) そ の 他	
	(6) 閉 会	
2	審議概要	
	(1) 報告事項	・第95回土地利用審議会議事録について
		○ 誤り等のないことを確認した。
	(2) 審議案件	
	・審議案件（1）について	資料説明（事務局）
		○ 確認であるが、土地利用基本図で、計画地南側の隣接地が青地農地となっているが、航空写真を見ると農地転用して駐車場として使われているように見える。
		→ 資料の表示上は青地農地となっているが、農政課と農業委員会に確認し、農振除外と農地転用が既に済んでいることを確認している。
		○ 二点目であるが、土地利用計画図で、計画地の南に緑地面積を結構広くとっていただいているが、景観上はここに重機を並べるのであったら道路からの目隠しになるようにしてほしいが、このように緑地とだけ書かれると芝生でもよいというように捉えてしまう。生垣や樹木であれば目隠しになるので、事業者にご検討をいただきたいと思う。
		→ 緑地の活用方法について、事業者の確認をさせていただきたい。
		○ 土地利用計画図の中に洗車場があるが、これの排水はどのようなになっているか確認したい。下水に引き込んでいるなら問題ないが、例えばそのまま浸透マスに流すようになって

いるとちょっと問題かなと思う。

→ 説明会の中で浸透処理について質問がされており、洗車場で発生した水については敷地外に出さない対策を行うということが回答されている。また、排水については油分を分離する層を洗車場内に設けて安全に処理をする計画となっているので、洗車場内である程度の発生した水を処理して、浸透マスの活用もあると思われる。

○ 水を能力的に処理できればよいが、確認をしていただければと思う。

→ 承知した。

○ 他に何かあるか。

他に意見等がなければまとめさせていただく。委員さんから2点ご意見をいただいたが、緑地についてはしっかり確認をして緑地らしい緑地にさせていただきたいということ。洗車場の排水の件は、地下浸透等の排水が可能かどうかということと油の処理について確認していただき、後に問題を起こさないようにこういう点を申し伝えていただき、前に進めるということによろしいか。

○ よい。

・審議案件（2）について  
資料説明（事務局）

○ 計画地の隣の区画の所有者は計画地と同じ法人となっているが、ここは別の方が購入されるのか。

→ そのとおりである。

○ 計画地の前面道路に拡幅等の計画はあるのか。

→ 拡幅の計画が既にある。今回の計画地の前面で市が用地を取得している。

○ よろしいか。他に何かあるか。

他に意見等がなければまとめさせていただく。前に進めるということによろしいか。

○ よい。

・審議案件（3）について  
資料説明（事務局）

○ 事業計画に直接関係ないかもしれないが、計画地に墓地が隣接しているが出入りに影響がないか。

→ 東側から出入りができるように見受けられるが、現地を確認する中で墓地への出入りに支障がないような計画とするように、事業者申し伝えていきたい。

○ 了解した。よろしくお願ひしたい。

○ 他に何かあるか。よろしいか。  
他に意見等がなければまとめさせていただく。墓地等への出入口の確認をしていただき、出入りに支障がないようお願いをしていただきたい、ということをお願いして前に進めるということではよろしいか。

○ よい。

・審議案件（４）について  
資料説明（事務局）

○ 太陽光発電施設の認定に係る指針というものがあるが、考え方として太陽光発電を基本的には進めるべきか否かということであるが、そういったところはどうか。行政のほうとして太陽光発電を進めていこうという気持ちがあるのかどうかをお聞きしたい。

→ 土地利用条例上の基本区域のうち、拠点市街区域・準拠点市街区域であれば1,000㎡以下のものは基本計画に合致するものとして認めている。今回の場所のような田園環境区域や田園居住区域であれば200㎡以下のものは基本計画に合致するものとして認めている。また、山麓保養区域・森林環境区域であれば立地を認めないというような、ゾーンごとの考え方としている。

→ 日本全体とすれば再生可能エネルギーというのは推進していく状況であると思う。安曇野市としても推進はしていこうとしており、太陽光発電もやめるものではないと思う。ただ、どういうところに建てるべきか、というところが、場所によって規模を決めているところである。推進はしていきたいが、今回のように住宅地が周りがあると反対の意見が出てくることもある。

○ 変更後の申請書が9月に提出されていて、10月に意見書、11月に見解書が提出されているが、この見解書は反対している方々が確認しているのか。確認してOKという解釈でよいのか。

→ この見解書については、事業者が住民の意見をどのように捉えているかを我々のほうに出しているものになるので、住民の方々は見解書の内容を見ていない。

○ そうすると、住民の合意がなされていないということか。

→ 今の段階では、住民の合意を得ていると見ることはできないのではないかと考えている。

○ ということは、手続きを進めるのはちょっと時期尚早ではないか、ということが言えないか。

それともう一点、この見解書では事業者が何かあったら対応する、と言っているが、法的に何か根拠があるのか。住民から何かあったら事業者に対応させる、といったことを市として命令なりで言うことができるのか。

→ まず、市として事業者に言えることは指針の内容になってくるので、住民の方から理解を得ていただくということの中で、具体的にどうしてほしいとか、そういったお願いを市から事業者にすることはできないと考える。よって、住民の方の話をよく聞いていただいて、話を詰めていっていただきたい、というお願いをするしかないと思う。

- 審議会の意見として、案件の熟度がどうなっているかという話になると思うが、どうなるのか。
  - 他の例でもあったように、指針に沿って住民の皆さまの理解を得るように、もう少し努力をしていただいたほうがいいのではないかと、今の段階では思う。
  - 他の委員さんのご意見はいかがか。
  - 事業者の見解書というのは住民の意見に対するものであると思うが、それは住民のほうには公開されていないのか。もう少しコミュニケーションを図らなければいけないと思うので、確かに時期尚早であると思う。
- 本来は、そういった見解書の公開という流れを、説明会報告書の縦覧、意見書の提出、見解書の提出、意見書と見解書の縦覧、公聴会の開催といった手順で踏んでいくことになるのだが、今回の案件ではこの最初のタイミングで意見書が出されなかったため、この流れが踏めなかったという事情がある。
- 認定申請の後の意見書に対する見解書の提出義務はなく任意のものであるので、その見解書の内容を住民に見てもらえないことを我々も懸念しており、その代わりにどうすればよいかということで、一旦認定申請を取り下げて、見解書の内容を反映させた図面により再度認定申請を行ってもらい、その内容を住民に縦覧してもらうことで見解書の内容を住民に見ていただく機会をつくってはどうか、という提案を事業者に行い、事業者に同意を得てこのような例外的な対応とさせていただいた。このように、事業者と住民との意見交換の機会を増やす対応をしても、周辺住民から反対の旨の意見書が再度提出され、また反対者の人数も増えている、というのが今の状況である。
- 状況は分かったが、まだ住民との合意形成ができていないということであると思う。
  - 委員の発言のとおり、事業認定指針を満たしていない、という捉え方になると思う。他に何かあるか。
  - 先ほど委員さんがお尋ねになった、見解書の中に太陽光発電施設ができた後でも誠実に対応する、ということを書いていることについて、それをやっていない場合に市が何とかするという方策はあるのか、ということをお尋ねになったと思うが、それについての回答がなかったような気がするが。
- 建てられた後であると、市としての対応は難しいと思う。
- そうであると思う。見解書にこう書いてあっても、事業者の対応について市が何も言えないとなると、見解書は何の担保にもならないので、住民の方も反対の意見を変えられないのではないかと。
  - 今回の案件については、地元住民の理解が得られるまでは、この審議会で先に進めるといった話はできないと考える。
  - 他に何かあるか。
  - この指針に沿った考え方でいいと思う。開発を進めるのであれば、住民の理解が得られるように努力をしていただくということである。我々としてはそういう意見しか言えないと思う。
  - 意見は出尽くしたということによいか。

○ よい。

○ それではまとめさせていただく。

事業者としても住民との話し合いを進めてきた経過があるが、今現在の住民の声に答えられないでいるということで、周辺住民の理解を得られるまで前に進むことはできないのではないか、と、このような捉え方になると思うがいかがか。

○ よい。

○ それでは、そのような取り扱いとさせていただきたい。

### (3) その他

- ・ 次回日程調整（事務局）

以上